

安芸市人事行政の運営等の状況

令和8年4月

安芸市

- 第 1 章 職員の任用等の状況
 - 1 任用の状況
 - (1) 採用者数
 - (2) 退職者数
 - (3) 再任用者数
- 第 2 章 職員の給与・定員管理等の状況
 - 1 総括
 - (1) 人件費の状況
 - (2) 職員給与費の状況
 - (3) ラスパイレス指数の状況
 - (4) 給与改定の状況
 - ① 月例給
 - ② 特別給
 - (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について
 - (6) 特記事項
 - 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況
 - (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況
 - ① 一般行政職
 - ② 技能労務職
 - (2) 職員の初任給の状況
 - (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
 - 3 一般行政職の級別職員数等の状況
 - (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況
 - (2) 等級及び職制上の段階ごとの職員数
 - (3) 昇給への勤務成績の反映状況
 - 4 職員手当の状況
 - (1) 期末手当・勤勉手当
 - 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）
 - (2) 退職手当
 - (3) 特殊勤務手当
 - (4) 時間外・休日勤務手当
 - (5) その他の手当
 - 5 特別職の報酬等の状況
 - 6 職員数の状況
 - (1) 部門数職員数の状況と主な増減理由
 - (2) 年齢別職員構成の状況
 - (3) 職員数の推移
 - 7 公営企業職員の状況
 - (1) 水道事業
 - ① 職員給与費の状況
 - ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況
 - ③ 職員手当の状況

- (2) 下水道事業
 - ① 職員給与費の状況
 - ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況
 - ③ 職員手当の状況

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- 1 勤務時間
 - (1) 勤務時間
 - (2) 週休日及び休日
- 2 休暇
 - (1) 年次有給休暇
 - (2) 病気休暇
 - (3) 特別休暇
 - (4) 介護休暇
 - (5) 介護時間
 - (6) 組合休暇
- 3 育児休業等
 - (1) 育児休業
 - (2) 育児短時間勤務
 - (3) 部分休業
 - (4) 配偶者同行休業
- 4 職員のサービスの状況
 - (1) 年次休暇の取得状況
 - (2) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況
 - ① 育児休業
 - ② 部分休業
 - ③ 介護休暇
 - (3) 営利企業従事許可の状況
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
 - (1) 分限処分
 - (2) 懲戒処分
- 6 職員の研修の状況
 - (1) 研修の状況
- 7 職員の福祉の状況
 - (1) 労働安全衛生管理体制
 - (2) 健康診断の実施状況
 - (3) 互助会制度
 - (4) 公務災害の発生状況
- 8 職員の利益の保護の状況
 - (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況
- 9 職員の退職管理に関する状況

第1章 職員の任用等の状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

令和8年度に新たに採用された職員（令和7年度中途採用者を含む。）の状況は、次のとおりです。

区分	事務職	土木	保健師	保育士	消防職	技能労務職	計
男性	5	1	0	0	4	0	10
女性	2	0	3	1	0	0	6
計	7	1	3	1	4	0	16

（注） 採用者数は、一般職に属する職員。臨時的任用職員、短時間勤務職員、非常勤職員、割愛採用職員（国等との人事交流に伴う採用）を除く。

(2) 退職者数

令和7年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

区分	定年退職	自己都合退職 (60歳以上)	勸奨退職	自己都合退職 (60歳未満)	その他	合計
令和7年度 退職者数	0	2	1	14	0	17

（注） 退職者数は、一般職に属する職員。再任用フルタイム職員を含み、臨時的任用職員、短時間勤務職員、非常勤職員、割愛採用職員を除く。

(3) 再任用者数（令和8年4月1日現在）

再任用職員の状況は、次のとおりです。

職種区分	職員数
事務職	1
技能労務職	0
合計	1

（注） 短時間勤務職員を除く。

第2章 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
令和 6年度	人 15,549	千円 16,238,585	千円 408,170	千円 2,491,784	% 15.3	% 9.8

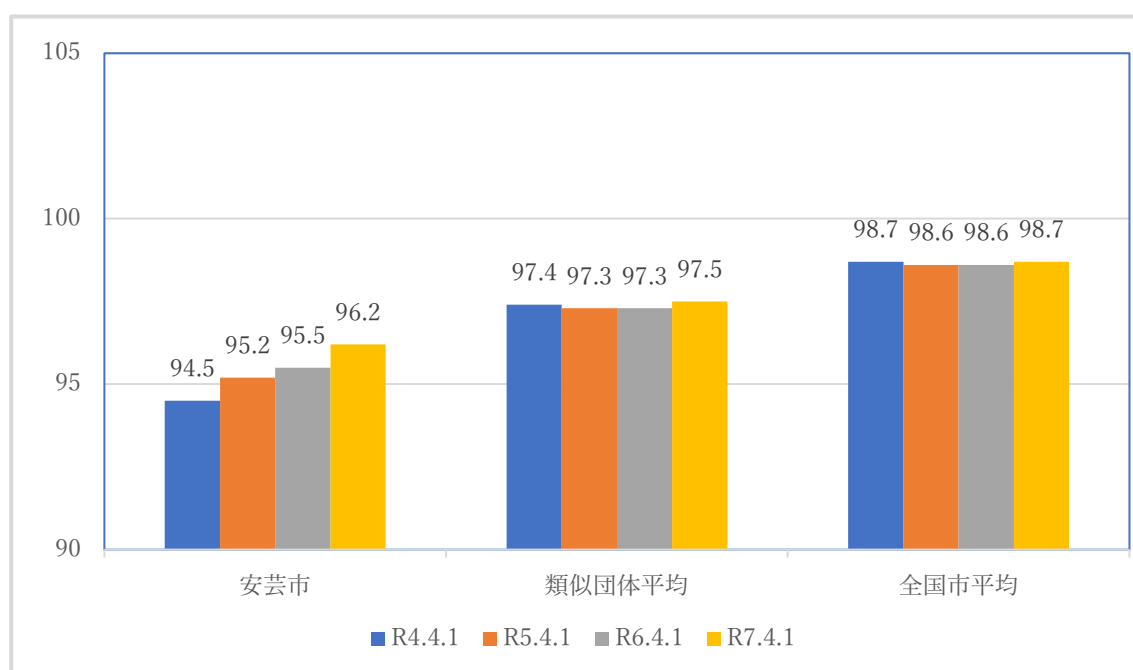
（注） 1 人件費とは、職員及び市長などの特別職、議員に支給される給与・報酬等のほか、退職手当、地方職員共済組合への負担金などである。
2 特別職とは、市長・副市長・教育長。
3 普通会計には、上下水道事業・国民健康保険事業・介護保険事業などを含まない。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 254	千円 880,316	千円 133,682	千円 353,681	千円 1,367,679	千円 5,385	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。

3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

②級別職員数の構成比率の変動等による。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事院の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)	
令和 7年度	円 429,494	円 414,480	円 15,014 (3.62%)	% 3.62	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事院の勧告				年間支給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)	
令和 7年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成29年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.04%引下げ。最も高い見直し率4.12%引下げ。激変緩和のため、3年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）見直し後の国基準を適用。

（実施時期）平成29年4月1日より実施。（平成29年度より安芸市職員を東京23区内へ派遣。同派遣職員1名に対応。）

(参考)

	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度の支給割合	平成 29 年度の支給割合	平成 30 年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和 2 年度の支給割合	令和 3 年度の支給割合	令和 4 年度の支給割合	令和 5 年度の支給割合	令和 6 年度の支給割合	令和 7 年度の支給割合
	4 月 1 日時点	遡及改定後										
国基準による支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
安芸市の支給割合	支給なし	支給なし	支給なし	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様の制度を創設。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸市	40.4歳	312,847円	357,583円	332,978円
高知県	41.4歳	318,628円	383,990円	339,495円
国 (R7.4.1時点)	41.9歳	332,237円	— 円	414,480円
類似団体 (R7.4.1時点)	42.6歳	327,221円	383,976円	354,371円

②技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸市	49.4歳	21人	307,238円	323,266円	314,710円
うち学校用務員	53.5歳	3人	329,067円	334,633円	329,067円
うちその他	48.9歳	18人	303,600円	321,372円	312,316円
高知県	60.1歳	15人	259,402円	285,684円	265,348円
国 (R7.4.1時点)	51.3歳	1,703人	294,567円	— 円	337,907円
類似団体 (R7.4.1時点)	52.3歳	10人	312,166円	339,859円	325,721円
区 分	民 間			参 考	
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	
安芸市	—	— 歳	— 円	—	
うち学校用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.0歳	251,000円	1.33	
うちその他	—	— 歳	— 円	—	

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
安芸市	－円	－円	－
うち学校用務員	5,567,300円	3,395,700円	1.64
うちその他	－円	－円	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年度～令和6年度の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		安 芸 市	高 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	213,600円	225,200円	総合職 230,000円 一般職 220,000円
	高 校 卒	188,000円	189,700円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	185,700円	181,600円	（技能職員）185,700円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大 学 卒	283,521円	320,236円	354,725円
	高 校 卒	253,750円	284,775円	336,000円
技能労務職	短大卒	－円	247,200円	－円
	高 校 卒	－円	－円	－円

- (注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数であるが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数である。
- 2 総務省が定める公表様式による階層区分は、経験年数が10年・15年・20年であるが、それぞれ該当者が少数のため、近似の5年範囲の平均数値を記載。また、数値を記載していない欄は、該当者がいないため記載していないもの。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

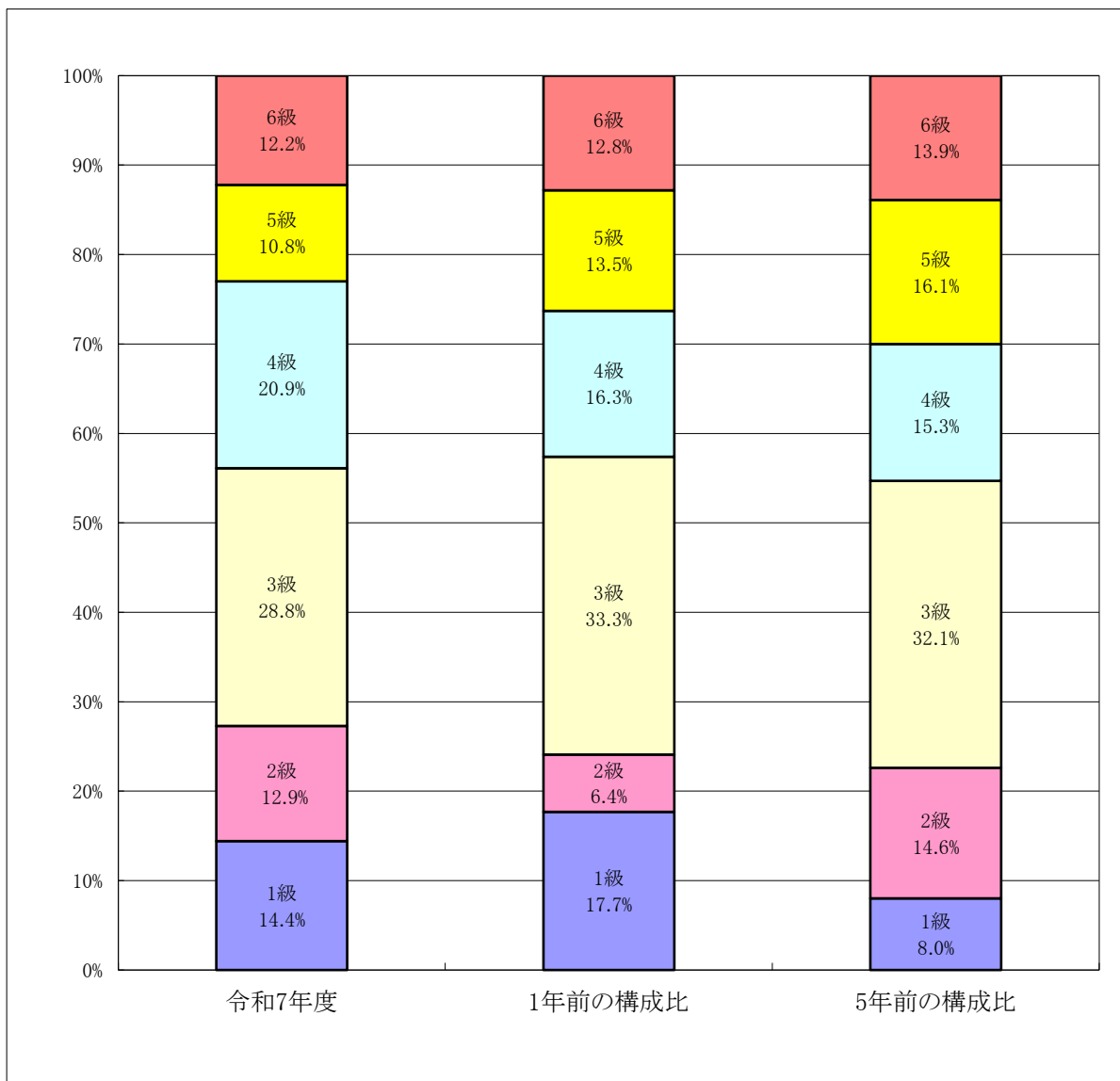
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在：総数139人）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事及び技師の職務	20人	14.4%	183,500円	258,100円
2級	主査及び技査の職務	18人	12.9%	230,000円	308,500円
3級	主幹及び技幹の職務	40人	28.8%	265,300円	354,700円
4級	困難な業務を分掌する係長、主任、所長及び市民館長の職務	29人	20.9%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐、福祉事務所長補佐、図書館長、女性の家館長、少年育成センター所長、議会事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務	15人	10.8%	321,300円	398,200円
6級	参事、会計管理者、課長、福祉事務所長、教育委員会事務局の教育次長及び課長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長の職務	17人	12.2%	355,200円	415,700円

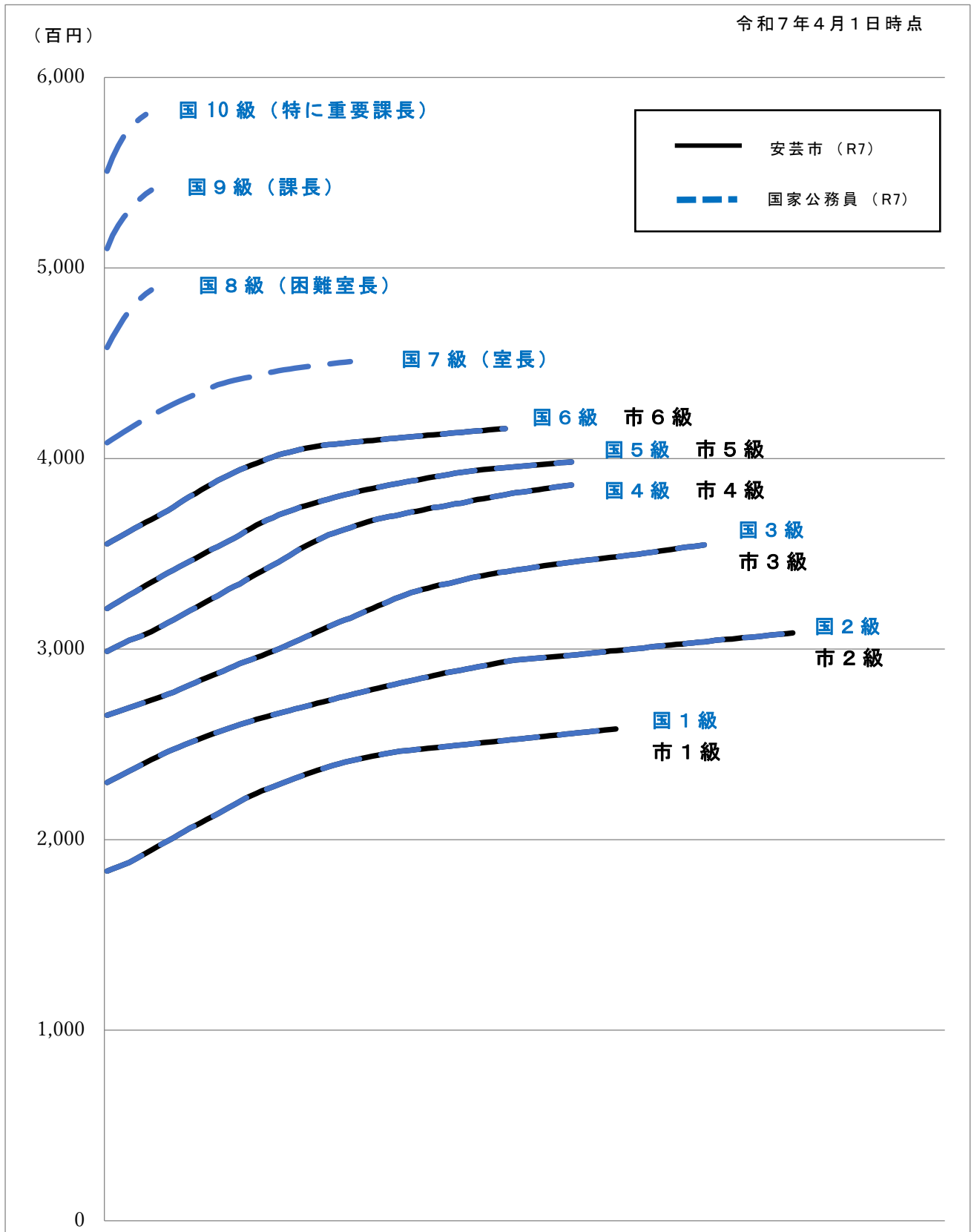
- (注) 1 安芸市一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

○ 級別職員数の構成比率の推移

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
令和 7 年度	14.4%	12.9%	28.8%	20.9%	10.8%	12.2%
1 年前 (R6)	17.7%	6.4%	33.3%	16.3%	13.5%	12.8%
5 年前 (R2)	8.0%	14.6%	32.1%	15.3%	16.1%	13.9%



○国との給料表カーブ比較表



(2) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

級別職務分類表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事及び技師の職務	20人	14.4%	主事	18人	78人	56.1%	係員級
				技師	2人			
				計	20人			
2級	主査及び技査の職務	18人	12.9%	主査	18人	78人	56.1%	係員級
				技査	0人			
				計	18人			
3級	主幹及び技幹の職務	40人	28.8%	主幹	37人	78人	56.1%	係員級
				技幹	3人			
				計	40人			
4級	困難な業務を分掌する係長、主任、所長及び市民館長の職務	29人	20.9%	係長	21人	29人	20.9%	係長級
				主任 所長	6人 2人			
				計	29人			
5級	課長補佐、自動車道推進室長、図書館長、女性の家館長、少年育成センター所長、議会事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務	15人	10.8%	課長補佐	13人	15人	10.8%	課長補佐級
				議会事務局次長 農業委員会事務局次長	1人 1人			
				計	15人			
6級	参事、会計管理者、課長、福祉事務所長、困難な業務を分掌する室長、教育委員会事務局の教育次長及び課長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長の職務	17人	12.2%	課長	10人	17人	12.2%	課長級
				参事 会計管理者 福祉事務所長 教育次長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	1人 1人 1人 1人 1人 1人			
				計	17人			
合計		139人	100.0%					

(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	安芸市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用	○	○		
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

安芸市	高知県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度普通会計決算) 1,392千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度決算) 1,620千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月 1.025月 (0.6875月) (0.4875月) 12月期 1.275月 1.075月 (0.7125月) (0.5125月) 計 2.50月 2.10月 (1.40月) (1.00月)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.25月 0.925月 (0.675月) (0.462月) 12月期 1.25月 1.025月 (0.675月) (0.513月) 計 2.50月 1.95月 (1.35月) (0.975月)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月 1.025月 (0.6875月) (0.4875月) 12月期 1.275月 1.075月 (0.7125月) (0.5125月) 計 2.50月 2.10月 (1.40月) (1.00月)
(加算措置の状況) 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への勤務実績の反映については、平成28年12月から実施しており、勤務成績は、「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」の4段階の区分である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	安芸市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用	○	○		
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

安 芸 市	県	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 <参考>令和6年度の1人当たり 平均支給額 勸奨・定年 21,318千円 自己都合他 6,172千円	(支給率) 安芸市と同じ その他の加算措置 安芸市と同じ	(支給率) 安芸市と同じ その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (応募認定退職 2～45%加算)

(3) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度普通会計決算）	3,295千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（ 〃 ）	100千円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（ 〃 ）	13.0%			
手当の種類（手当数）	8手当			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
行路病人・行路 死亡人取扱手当	行路病人の取扱に従事した 職員 行路死亡人の取扱に従事した 職員	福祉事務所	0千円	1件 1,000円 1件 2,000円
危険手当	重度の感染症患者又は重度 の感染症の疑いのある患者 の指導、救護、移送又は場所 等に対する防疫作業に従事 した職員	福祉事務所 消 防	0千円	日額 1,000円
災害等危険手当	市長が必要と認めた災害業 務に従事した職員	全職員	0千円	1災害 1,000円
犬、猫死体処理 手当	犬、猫の死体処理に従事した 職員	環境課	39千円	1件 300円
消防業務手当	安芸市職員の勤務時間、休 暇等に関する条例第5条の 規定により勤務を命ぜられて いる消防職員	消 防	666千円	勤務1回につき 200円
夜間業務手当	消防職員で深夜に通信、望 楼、受付等の業務に従事した 職員	消 防	1,680千円	1時間 650円
救急出動手当	救急業務に従事した消防職 員	消 防	854千円	出勤1回につき 救急救命士300円 その他100円

災害出動手当	火災、人命救助等災害現場 で業務に従事した消防職員	消 防	56千円	出動1回につき 400円
--------	------------------------------	-----	------	-----------------

(注) 1 支給職員1人当たり平均支給年額は、令和6年度普通会計決算額を令和6年4月分給与で特殊勤務手当の支給を受けた職員数で除した額。

2 職員全体に占める手当支給職員の割合は、令和6年4月分給与で特殊勤務手当の支給を受けた職員数を普通会計職員数で除した割合。

(4) 時間外・休日勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	61,973千円
職員1人当たり平均支給年額（"）	348千円
支給実績（令和5年度決算）	71,347千円
職員1人当たり平均支給年額（"）	427千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

(5) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度)
扶養手当	子 11,500円 配偶者 3,000円 子・配偶者以外 6,500円 扶養親族のうち満15歳に達する日以後の年度初めから満22歳に達する日以後の年度末まで子1人につき 5,000円加算	同	—	25,854千円 (111人)	233千円
住居手当	借家・借間居住者 家賃が27,000円以下のとき 家賃額－16,000円 家賃が27,000円超のとき 最高支給限度額28,000円	同	—	19,596千円 (65人)	301千円

通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額55,000円/月以下 交通用具使用者 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 以降 40km未満まで5kgごとに 2,900円加算 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上 28,000円	異	交通用具使用者 国は、 ・50km以上 55km未満 ・55km以上 60km未満 ・60km以上 の規程あり	10,832千円 (140人)	77千円
管理職手当	管理職(課長級)の職員に対して給料月額 の100分の10を超えない額を支給 職務の級 6級 管理職手当の額 41,000円(定額)	異	管理又は監督 の地位にある 職員に対して 職務の級にお ける最高号級 の給料月額の 100分の25を 超えない範囲で、 人事院規則で 定める額を支 給	10,527千円 (22人)	479千円

(注) 支給実績は、令和6年度普通会計決算額。同欄()内の人数は、令和6年4月1日現在の支給職員数(『令和6年度給与実態調査』)。

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長 副市長 教育長	738,000円 628,000円 575,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
			985,000円/391,500円 790,000円/420,000円 —	
報 酬	議 長 副議長 議 員	385,000円 335,000円 315,000円	545,000円/230,000円 475,000円/200,000円 442,000円/180,000円	
			市 長 副市長 教育長 (令和6年度支給割合) 6月期:1.625月分 12月期:1.675月分 計 3.30月分 議 長 副議長 議 員	
退 職 手 当	市 長 副市長 教育長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	給料月額× 425/100×在職年数	12,546,000円	任期ごと
	副市長	給料月額× 306/100×在職年数	7,686,720円	任期ごと
	教育長	給料月額× 230/100×在職年数	3,967,500円	任期ごと
	備 考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長及び副市長は4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

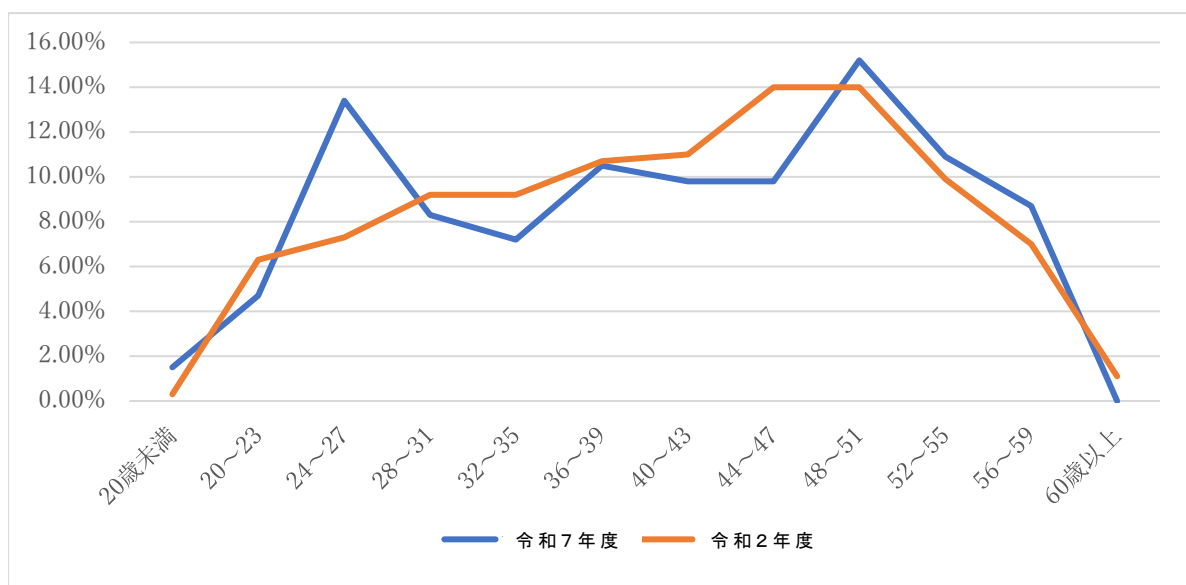
部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	+3 △ 1	育児休業等休業者の配置調整 国保会計との調整
		総 務	46	49		
		税 務	15	14		
		農 林 水 産	16	16	△ 2	
		商 工 木 生	5	5		
土 木 生 産		20	18			
衛 生	67	67	△ 2	退職不補充		
			18	16		一般廃棄物最終処分場運営の民間委託
		計	191	189	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.55人
		教育部門	25	25		
		消防部門	38	38		
		小 計	254	252	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 162.07人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 109.56人)
公営企業会計部門等		水 道	8	8		
		下 水	3	3		
		国 保 等	13	13		
		小 計	24	24		
合 計			278 [300]	276 [300]	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.50人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 人口1万人当たりの職員数は、令和7年4月1日現在の職員数を令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口15,549人で除した数値。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



(単位：人・%)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
令和 7 年度	4人	13人	37人	23人	20人	29人	27人	27人	42人	30人	24人	0人	276人
	1.5%	4.7%	13.4%	8.3%	7.2%	10.5%	9.8%	9.8%	15.2%	10.9%	8.7%	0%	100%
令和 2 年度	1人	17人	20人	25人	25人	29人	30人	38人	38人	27人	19人	3人	272人
	0.3%	6.3%	7.3%	9.2%	9.2%	10.7%	11.0%	14.0%	14.0%	9.9%	7.0%	1.1%	100%

(注) 各年度とも、上段は人数、下段は職員総数に占める構成比。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

職 種	年 度						過去5年間の増 減数(率)
	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	
一般行政	190	190	191	188	191	189	△1 (△0.5%)
教育	20	20	24	25	25	25	+5 (+25.0%)
消防	38	37	37	38	38	38	0 (0%)
普通会計計	248	247	252	251	254	252	+4 (+1.6%)
公営企業等会計計	24	24	23	23	24	24	0 (0%)
合 計	272	271	275	274	278	276	+4 (+1.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和 6年度	千円 273,372	千円 46,145	千円 57,653	千円 21.1 %	16.4 %

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 6年度	8人	千円 32,618	千円 2,125	千円 13,472	千円 48,215	千円 6,027

- (注) 1 職員手当には退職給与金（退職手当の積立留保金）を含まない。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員給与費については会計年度任用職員が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

イ 特記事項

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均月収額
安 芸 市	48.7歳	339,775円	498,083円
団 体 平 均	— 歳	— 円	— 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均年齢は、令和6年4月1日現在。
 2 平均月収額は、令和6年度決算における職員給与費総額（期末・勤勉手当等含む）から通勤手当（非課税）を除いた額を、職員数及び12ヶ月で除した額。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

安 芸 市
1人当たり平均支給額（令和6年度決算） 1,684千円
（令和6年度支給割合） 一般職と同じ
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 一般職と同じ

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

安 芸 市
（支給率）自己都合 勸奨・定年 一般職と同じ

ウ 特殊勤務手当

支給実績（令和6年度決算）			なし	
支給職員1人当たり平均支給年額（＼）			－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（＼）			－ ％	
支給対象手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度）	左記職員に対する 支給単価
災害危険手当	市長が必要と認めた 災害業務に従事した 職員	全職員	－ 千円	1災害1,000円

エ 時間外・休日勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	408千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	58千円
支給実績（令和5年度決算）	701千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	117千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

オ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	826千円	206千円
住居手当		0千円	0千円
通勤手当		400千円	80千円
管理職手当		492千円	492千円

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和 6年度	千円 455,508	千円 10,648	千円 16,852	千円 3.7%	3.4%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 6年度	3人	千円 11,266	千円 922	千円 4,664	千円 16,852	千円 5,617

- (注) 1 職員手当には退職給与金（退職手当の積立留保金）を含まない。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員給与費については会計年度任用職員が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

イ 特記事項

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均月収額
安芸市	40.7歳	312,944円	460,111円
団体平均	— 歳	— 円	— 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均年齢は、令和6年4月1日現在。
 2 平均月収額は、令和6年度決算における職員給与費総額（期末・勤勉手当等含む）から通勤手当（非課税）を除いた額を、職員数及び12ヶ月で除した額。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

安 芸 市
1人当たり平均支給額（令和6年度決算） 1,555千円
（令和6年度支給割合） 一般職と同じ
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 一般職と同じ

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

安 芸 市
（支給率）自己都合 勸奨・定年 一般職と同じ

ウ 特殊勤務手当

支給実績（令和6年度決算）			なし	
支給職員1人当たり平均支給年額（＼）			－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（％）			－ ％	
支給対象手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度）	左記職員に対する 支給単価
災害危険手当	市長が必要と認めた 災害業務に従事した 職員	全職員	－ 千円	1災害1,000円

エ 時間外・休日勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	245千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	82千円
支給実績（令和5年度決算）	406千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	135千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

オ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	360千円	360千円
住居手当		0千円	0千円
通勤手当		288千円	144千円
管理職手当		0千円	0千円

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和7年4月1日現在）

1 勤務時間

(1) 勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分としており、公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としている。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は午後0時から午後1時までとなっている。

(2) 週休日及び休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週土曜日及び日曜日が週休日となっている。

休日とは、正規の勤務時間において勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日（12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

2 休 暇

(1) 年次有給休暇

1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日又は1時間単位で取得することができる。（時間単位で取得した場合は、7時間45分で1日に換算している。）

また、当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越しすることができる。

(2) 病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。

ア 公務によらない結核性疾患 1年以内

イ その他の私傷病 引き続き90日以内

(3) 特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇

(4) 介護休暇

職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。連続する6ヶ月の期間内において、1日又は1時間単位で取得することができる（無給）。

(5) 介護時間

職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間について取得することができる（無給）。

(6) 組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇。1年につき、30日を越えない範囲で、1日又は1時間単位で取得することができる（無給）。

3 育児休業等

(1) 育児休業

職員が、任命権者の承認を受けて、職員の子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業することができる制度（無給）。

(2) 育児短時間勤務

職員が、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる制度（無給）。

(3) 部分休業

職員は、任命権者の承認を受けて、職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができる制度。職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分単位で取得できる（無給）。

(4) 配偶者同行休業

職員が、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度。3年を超えない範囲内で取得できる（無給）。

4 職員のサービスの状況

(1) 年次休暇の取得状況

令和6年中（1～12月）の職員の年次休暇の取得状況は次のとおり。

職 種	平均取得日数
一般職	12.1日
保 育	8.2日
消 防	18.8日

(2) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

① 育児休業

令和6年度中に新たに育児休業を取得した職員の取得状況は次のとおり。（単位：人）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間						
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1 年6月以下	1年6月超 え2年以下	2年超え 2 年6月以下	2年6月 超え
男性職員	4	3	0	1	0	0	0	0
女性職員	4	0	2	0	2	0	0	0
計	8	3	2	1	2	0	0	0

②部分休業

令和6年度中に新たに部分休業を取得した職員の取得状況は次のとおり。(単位:人)

区分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間						
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え1 年6月以下	1年6月超 え2年以下	2年超え2 年6月以下	2年6月 超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	2	1	0	1	0	0	0	0
計	2	1	0	1	0	0	0	0

③介護休暇

令和6年度中に新たに介護休暇を取得した職員の取得状況は次のとおり。(単位:人)

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間						
		配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

(3) 営利企業従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他これらに準ずる職を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない(地方公務員法第38条)とされているが、①職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合や ②その営利企業が、職員の勤務する機関と密接な関係にあって、不当な結果を生ずるおそれがある場合などを除いて、従事を許可することができる。

○令和6年度の営利企業従事許可の件数

区分	件数	延べ人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他これらに準ずる職を兼ねる場合	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事する場合	19	58

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職、休職等がある。

○令和6年度の分限処分の状況

処分事由	降任	免職	休職	合計
成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	5人 (11人)	5人 (11人)
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	0	0	0	0
合 計	0	0	5人 (11人)	5人 (11人)

(注) 上段は実人数。()内は、休職に付されている者の休職期間が更新された場合に、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上した延べ人数。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として戒告、減給、停職、免職があります。

○令和6年度の懲戒処分の状況

	懲 戒 処 分				
	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
本 庁	0	0	0	0	0
消 防	0	0	0	0	0
保 育	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

6 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

研修は、職員が現在就いている職及び将来就くことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を修得させ、職員の資質向上と勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として実施している。

○令和6年度に実施した研修の実績

研修区分	研修名	主催	受講者数(人)
庁内	財政・会計事務／カスタマーハラスメント／ハラスメント防止／保育士夏季一斉研修	総務課／会計課 ほか	127人
外部 研修機関	階層別研修(新採／採用2年目／採用5年目／採用10年目／新任係長／新任課長補佐／新任課長)／能力向上・開発／パソコンスキル／人材交流セミナー 道路管理／新任土木技術職員／介護保険関係研修／社会福祉法人における指導監督の実務／滞納整理実務／DX推進リーダー養成／法令実務／保育士・幼稚園教諭のための保育行政／不当要求防止責任者講習 ほか	こうち人づくり広域連合 日本経営協会 ほか	161人

(注) 受講者数は延べ人数。

7 職員の福祉の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な環境を形成するために、労働安全衛生に取り組んでいるほか、人間ドックや成人病健診などを実施している。

(1) 労働安全衛生管理体制

安芸市労働安全衛生委員会を設置し、職場巡視等の活動により、労働災害を未然に防ぎ安全で働きやすい職場づくりを進めている。

(2) 健康診断の実施状況 (○印：実施)

	実施状況
定期健康診断	○
ガン検診	○
人間ドック	○

(3) 互助会制度 (令和6年度決算)

	市長部局等	公営企業会計等	計
会員数	446人	17人	463人
市の負担金支出額	6,992千円	281千円	7,273千円
会員掛金額	6,992千円	281千円	7,273千円

- (注) 1 公営企業会計等は、上水道事業に従事する職員。
2 会員数は、令和7年3月31日現在(会計年度任用職員職員含む)。

(4) 公務災害の発生状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

公務(通勤)災害認定件数	1(1)件
--------------	-------

- (注) ()は、公務のうち通勤に係る件数。

8 職員の利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (高知県人事委員会)

業務の状況	令和6年度
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況 (高知県人事委員会)

業務の状況	令和6年度
職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する採決又は決定をすること	0件

9 職員の退職管理に関する状況

令和6年度に安芸市を離職した管理職員の再就職の状況は、次のとおりです。

	退職者数 (管理職員)	再就職に係る 届出の提出者数	届出者のうち 営利企業等に 就職した者
令和6年度 退職者	6人	0人	0人